○東北地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県本吉郡南三陸町戸倉字古舘一番三から同町戸倉字脇の沢一七番三まで	前	一五・九一～四四・四八メートル	〇〇・二一一キロメートル
	後	三四・三四～六一・九四メートル	〇〇・二一一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町戸倉字古舘一番三から同町戸倉字脇の沢一七番三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百二十八号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
盛岡市津志田一五地割二七番一二から同市上厨川字前潟三三番一まで	前	A 一二・九〇～七一・五〇メートル	三・七五六キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・〇〇～一六四・〇八	七・八二七	
	後	B 一二・〇〇～一六四・〇八	七・八二七	
		C 二〇・五〇～四〇・四〇	二・四三五	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区作並岳山国有林一四五林班は小班地内	前	三六・六四～六二・六八メートル	〇〇・四一〇キロメートル
	後	二一・五四～四二・五四	〇〇・四一〇

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	仙台市青葉区作並岳山国有林一四五林班は小班地内	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百三十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市青葉区作並岳山国有林一四六林班ろ二小班地内	前	一四・四五～七六・二九メートル	〇〇・二八九キロメートル
	後	二九・一四～七六・二九	〇〇・二八九

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	仙台市青葉区作並岳山国有林一四六林班ろ二小班地内	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○東北地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福島県耶麻郡猪苗代町大字中小松字五百苅八七番六から同町大字堅田字入江村前七一四番一まで	前	九・七五～四二・四五メートル	一・一九六キロメートル
	後	九・七五～九一・九九	一・一九六

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所